

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 10 月 15 日 (金) 第 252 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	告 示	
○鹿 児 島 県 市 町 村 振 興 資 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(市 町 村 課 取 扱 い)	1
○保 安 林 の 指 定 施 業 要 件 の 変 更 に 係 る 通 知 の 掲 示	(森 づ くり 推 進 課 取 扱 い)	1
○生 活 保 護 法 等 に 基 づ く 医 療 機 関 等 の 指 定	(社 会 福 祉 課 取 扱 い)	2
○生 活 保 護 法 等 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 の 変 更 事 項 の 届 出	(社 会 福 祉 課 取 扱 い)	2
○土 地 改 良 区 の 役 員 の 就 退 任 の 届 出	(農 地 整 備 課 取 扱 い)	2
○地 籍 調 査 の 成 果 の 認 証	(農 地 保 全 課 取 扱 い)	2
○公 共 測 量 の 実 施	(監 理 課 取 扱 い)	3
○道 路 の 区 域 の 変 更	(道 路 維 持 課 取 扱 い)	3
○道 路 の 供 用 の 開 始 (2 件)	(道 路 維 持 課 取 扱 い)	3
公 告		
○令 和 3 年 度 ふ ぐ 処 理 師 試 験 公 告	(生 活 衛 生 課 取 扱 い)	4
○落 札 者 等 の 公 告 (2 件)	(会 計 課 取 扱 い)	5

規 則

鹿 児 島 県 市 町 村 振 興 資 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 3 年 10 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 48 号

鹿 児 島 県 市 町 村 振 興 資 金 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 市 町 村 振 興 資 金 条 例 施 行 規 則 (昭 和 38 年 鹿 児 島 県 規 則 第 77 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 2 条 削 除

第 3 条 第 1 項 中 「証 書 貸 付 け」 を 「証 書 貸 付」 に 改 め、 同 項 の 表 中 「地 域 自 立 促 進 資 金」 を 「地 域 お こ し 資 金」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 994 号

令 和 3 年 7 月 13 日 農 林 水 産 省 告 示 第 1177 号 (以 下 「告 示 第 1177 号」 と い う。) で 告 示 さ れ た 保 安 林 の 指 定 施 業 要 件 の 変 更 に 係 る 通 知 の 相 手 方 の 所 在 が 不 分 明 で あ る の で、 森 林 法 (昭 和 26 年 法 律 第 249 号) 第 189 条 の 規 定 に よ り、 そ の 通 知 の 内 容 を 出 水 市 役 所 に 掲 示 す る と と も に、 そ の 要 旨 を 告 示 す る。

令 和 3 年 10 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
二宮宏輔	出水市下大川内字葛根平1295番1	告示第1177号の変更後
西牟田末治	出水市下大川内字葛根平1298番2	の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第995号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
長田大樹	整骨院プライド 奄美市名瀬塩浜町5-26メイスイ1F	令和3年 9月1日	柔道整復

鹿児島県告示第996号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
ワハハ総合デンタル始良イオンクリニック 始良市西餅田264-1-3F	名称	ワハハ始良イオンキッズデンタルランド&大人歯科	ワハハ総合デンタル始良イオンクリニック	令和3年 1月1日

鹿児島県告示第997号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 就任した役員の氏名及び住所
理事 折小野道男 肝属郡錦江町田代麓1644番地
理事 石畑 博 肝属郡南大隅町根占山本5638番地
(任期 令和3年7月1日から令和5年3月31日まで)
- 退任した役員の氏名及び住所
理事 田畑 嘉則 肝属郡錦江町田代麓5166番地
理事 森田 俊彦 肝属郡南大隅町根占川北240番地

鹿児島県告示第998号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南大隅町	令和元年7月1日から令和3年1月27日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町佐多馬籠及び佐多郡の各一部	令和3年10月5日
瀬戸内町	令和元年7月12日から令和2年12月21日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字篠川，大字西古見，大字久慈及び大字於斉の各一部	令和3年10月5日

鹿児島県告示第999号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（水準測量）
- 2 作業の期間 令和3年10月18日から令和4年3月25日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市，鹿屋市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市及び始良市

鹿児島県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年10月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	徳重横井鹿児島線	鹿児島市犬迫町10256番2地先から10222番1地先まで	前	7.4～7.7	76.2
			後	10.1～10.5	76.2

鹿児島県告示第1001号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年10月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	徳重横井鹿児島線	鹿児島市犬迫町10256番2地先から10222番1地先まで	令和3年10月15日

鹿児島県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 3 年 10 月 15 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	小山田谷山線	鹿児島市山田町字小丸404番1地先から同市山田町字上野379番3地先まで	令和 3 年 10 月 15 日

公 告

令和 3 年度ふぐ処理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、令和 3 年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和 4 年 2 月 3 日（木）午前 10 時から午後 5 時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
試験は、筆記試験及び実地試験の方法により、次に掲げる科目について行う。ただし、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに定める者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち水産食品の衛生に関する知識を免除する。
 - (1) 筆記試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
 - (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
制限はない。
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 所定の受験願書
 - イ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を自書したもの）
 - ウ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、食品衛生法施行規則別表第17第1号ロに定める者であることを証明する書類
 - (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））
なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ処理師試験受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
 - (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和 3 年 11 月 1 日（月）から同月 15 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 3 年 11 月 15 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
汎用電子計算機の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額
594,000,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 6 月 29 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 15 日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通事故情報管理システム分析装置等の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額
76,560,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月2日